



福岡県接待を伴う飲食店等向け 新型コロナウイルス感染防止対策助成金のご案内

ひとりひとりの行動が
福岡を救う。日本を救う。



新型コロナウイルス感染防止対策を行う**接待を伴う飲食店等**を対象に、感染防止対策のための空気清浄機やサーモグラフィカメラ、サーキュレーターなど、備品購入に係る経費を助成します。(申請受付期間：**令和2年10月9日～令和3年1月15日まで**)

◆助成対象者（以下の全てを満たす事業者）◆



- (1) 県内に店舗を有する中堅・中小企業者、個人事業者
- (2) 業種別ガイドラインに従って感染防止対策を行い、福岡県「感染防止宣言ステッカー」の登録及び店舗に掲示している事業者
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、以下のもの
 - ① **接待を伴う飲食店**（名称にかかわらず客の接待を伴うもの）
（風営法第2条第1項に規定する第1号営業）
※平成28年6月23日の風営法改正より前に第2号の営業許可を取得した事業者も含む
 - ② **酒類の提供を行う飲食店**（バー、ナイトクラブ等）
（風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業）
 - ③ **酒類の提供を行うカラオケ店**
（店舗内にカラオケ設備を有し、かつ実際にカラオケをサービスとして提供している店舗で、食品衛生法に規定する飲食店営業許可を有すること）
- (4) 以下に掲げる福岡県の新型コロナウイルス感染防止対策に係る補助金の支援を受けない者
 - ・経営者革新実行支援補助金（感染防止対策）
 - ・福岡県宿泊事業者緊急支援補助金

※「福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金」を受給した方でも申請可能です。ただし、助成を受けた物品の領収書での重複申請はできません。

※風営法：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

◆助成金額◆

感染防止対策のための備品の購入に要した経費	助成額	
	単独店舗の事業者	複数店舗を有する事業者
10万円～15万円	10万円	10万円
15万円～20万円	15万円	15万円
20万円以上	20万円	
20万円～25万円		20万円
25万円～30万円		25万円
30万円～35万円		30万円
35万円～40万円		35万円
40万円以上		40万円

◆必要書類◆

- ①福岡県接待を伴う飲食店等向け
新型コロナウイルス感染防止対策助成金申請書
- ②**令和2年4月1日から12月31日までに**
感染防止対策として購入した備品の領収書の
原本及び品目や金額がわかる明細等
※領収書等は助成後にお返しします。
- ③各営業許可証(写し)
- ④購入した備品が設置されている状況がわかる
写真
- ⑤その他事務局が必要と認める書類

申請先窓口 福岡県飲食店向け感染対策助成金事務局
【郵送先】〒810-0004 渡辺通郵便局留
福岡県飲食店向け感染対策助成金事務局あて
【問い合わせ】コールセンター TEL:0120-110-193
受付時間 9:00～17:00 12/29～1/3を除く、土日祝日も受付

詳しい内容は福岡県庁のHPを
ご覧いただくか、左枠内の
コールセンターへ
お問い合わせください。

